

福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和56年福井市教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例(令和2年福井市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休所日に係る承認の申請等)

第2条 条例第14条の規定による指定を受けて福井市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、条例第4条第1項に規定する休所日に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ福井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に福井市少年自然の家の休所日に関する承認申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により福井市少年自然の家の休所日に関する承認申請書の提出があった場合は、その内容について検討し、適当と認めたときは、福井市少年自然の家の休所日に関する承認決定書(様式第2号)により指定管理者に通知するものとする。

(利用することができるものの範囲)

第3条 少年自然の家を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 幼児、小学校の児童及び中学校の生徒並びにそれらの引率者で構成する団体で、研修計画を持つもの
- (2) 25歳以下の青年及びそれらの引率者で構成する団体で、研修計画を持つもの
- (3) その他指定管理者が適当と認めたもの

(利用の承認の申請等)

第4条 条例第5条第1項に規定する利用の承認の申請は、指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出することにより行うものとする。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理したときは、利用の可否を決定し、その結果を指定管理者が別に定める書面により、当該申請書を提出したものに通知するものとする。

(利用の承認に係る内容の変更の申請等)

第5条 前条第2項の規定により少年自然の家の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、条例第5条第1項の規定により利用の承認を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者が別に定める申請書に前条第2項の書面を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認を受けた事項の変更を承認したときは、指定管理者が別に定める書面により当該承認を受けた者に通知するものとする。

(利用の取消しの届出等)

第6条 条例第7条の規定による届出は、指定管理者が別に定める届出書に、第4条第2項又は前条第2項の書面を添えて行うものとする。

(生活時間)

第7条 利用者は、指定管理者が別に定める生活時間により生活しなければならない。

(職員の指導及び助言)

第8条 少年自然の家の職員は、集団訓練に関し、利用者に指導及び助言を与えることができる。

(宿泊室等の清潔保持)

第9条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理・整頓に努めるものとする。

(指定管理者の指定の申請等)

第10条 条例第17条の規定による指定管理者の指定(以下「指定」という。)の申請は、福井市少年自然の家指定管理者指定申請書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第17条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定を受けようとする期間内における少年自然の家の事業計画書
- (2) 指定を受けようとする期間内における少年自然の家の各事業年度の収支予算書
- (3) 指定を受けようとする法人その他の団体(以下「申請法人等」という。)の概要を記載した書類
- (4) 申請法人等の定款その他これに類する書類
- (5) 法人にあっては、指定を受けようとする法人の登記事項証明書
- (6) 法人にあっては、指定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度に係る法人税及び消費税並びに地方税の納税証明書その他納税したこと又は未納がないことを確認することができる書類
- (7) 指定の申請をする日の属する事業年度前3事業年度分の財務諸表
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 前2項の規定は、条例第18条第2項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。この場合において、教育委員会は、前項各号に掲げる書類の一部を省略して提出を求めることができる。

(指定管理者の事業報告書等)

第11条 条例第21条第4号の教育委員会が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定管理者が当該年度に行った少年自然の家の管理業務(以下この条において「管理業務」という。)についての自らの評価
- (2) 少年自然の家の業務等についての利用者の評価を調査した結果
- (3) 管理業務を他の指定管理者に引き継ぐ場合は、その引継ぎに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例第18条の規定による指定管理者の指定その他指定に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、第10条の規定の例により行うことができる。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

福井市教育委員会 あて

所在地

申請者 名称

代表者 印

福井市少年自然の家の休所日に関する承認申請書

福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、福井市少年自然の家の休所日について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 休所日
- 2 休所日の変更

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

様

福井市教育委員会教育長 印

福井市少年自然の家の休所日に関する承認決定書

福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例第4条の規定による休所日に係る申請について承認する。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

福井市教育委員会 あて

所在地

申請者 名称

代表者

印

福井市少年自然の家指定管理者指定申請書

福井市少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、福井市少年自然の家の設置及び管理に関する条例第17条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 法人等の概要書
- 4 法人等の定款その他これに類する書類
- 5 登記事項証明書(法人の場合)
- 6 法人税及び消費税並びに地方税の納税証明書(法人の場合)
- 7 財務諸表関係書類
- 8 その他教育委員会が必要と認める書類